

特定非営利活動法人ライフ・ネイチャー市民科学コンソーシアム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ライフ・ネイチャー市民科学コンソーシアムという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生活(ライフ)と自然(ネイチャー)の両輪を軸に、健康科学と環境科学を市民参画型で推進し、健康寿命の延伸と持続可能な社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- (1) 生活習慣による健康増進に関する研究開発および啓発活動
- (2) 自然観察、体験型科学教育、環境保全に関する啓発活動
- (3) 上記活動に関連する事業全般

第3章 社員及び会員

(社員の種別)

第6条 この法人の社員は、次の2種とし、(1)及び(2)をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 個人社員 : この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人社員 : この法人の目的に賛同して入会した法人

- 2 社員は、この法人の総会議決権を持ち、事業全般に関わる意思を決定する。

(会員の種別)

第7条 この法人の会員は、次のとおりとする。

(1)個人会員：

この法人が行う研究、教育啓発その他の活動に参加または協力する意思を有する個人

(2)法人会員：

この法人が行う研究開発、教育啓発その他の活動に参加または協力する意思を有する法人

(3)賛助会員：

この法人の事業に賛同し、これを賛助するために入会した個人または法人

- 2 会員は、この法人の総会議決権を持たない。ただし、会員が社員の資格を得ることは防げないものとする。

(会員の種別)

第7条 この法人の会員は、次のとおりとする。

(1) 個人会員：

この法人が行う研究開発、教育開発その他の活動に参加または協力する意思を有する個人

(2) 法人会員：

この法人が行う研究開発、教育開発その他の活動に参加または協力する意思を有する法人

(3) 賛助会員：

この法人の事業に賛同し、これを賛助するために入会した個人または法人

- 2 会員は、この法人の総会議決権を持たない。ただし、会員が社員の資格を得ることは防げないものとする。

(入会)

第8条 社員及び会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 社員及び会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員及び会員の資格の喪失)

第10条 社員及び会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は社員もしくは会員である法人が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 社員及び会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 社員及び会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その社員又は会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以下
- (2) 監事 1名以上2名以下
- 2 理事のうち、1名以上2名以下のものを代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 2名の代表理事がいる場合は、お互いの業務を補佐し、いずれかの代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、もう1名の代表理事が、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、社員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 社員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 23 条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、社員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各社員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した社員は、第 26 条、第 27 条第2項、第 29 条第1項第2号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 32 条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 2名の代表理事がいる場合は、そのうち1名の代表理事を議長とする。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第2項及び第 37 条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の広告については官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	平尾 敦
代表理事	松本 邦夫
理 事	鈴木 健之
監 事	武田 泉穂
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2回目に訪れる9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から最初に訪れる 9 月 30 日までとする。
- 6 この法人の年会費は、社員総会で別途定める会費規程によるものとする。

以上

令和7年度 事業計画書

令和7年9月8日から令和7年9月30日まで

特定非営利活動法人ライフスタイル健康寿命科学コンソーシアム

1 事業実施の方針

本法人は、市民科学の推進を基盤とし、科学技術の成果を社会に還元することで、健康寿命の延伸と持続可能な社会の実現に貢献することを目的とする。市民が自らの体や身近な自然環境を科学的に理解し、「健康を守りながら日々のライフスタイルを楽しむ」ことができる社会をめざし、以下の三つの柱を中心に活動を展開する。

1. 生活習慣による健康増進に関する研究開発および啓発活動
2. 自然観察、体験型科学教育、環境保全に関する啓発活動
3. 上記活動に関連する事業全般

これらの活動を通じて、個人と地域の科学リテラシー・健康リテラシーの向上を促進し、市民と研究者・企業・行政が協働する新しい市民科学モデルを創出する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
生活習慣による健康増進に関する研究開発および啓発活動	(1) 一般市民から希望者を募り、健康情報とともに検体を採取し、代謝物解析およびデータ解析を実施する。 (2) 得られた検査データや身体情報を市民へフィードバックし、健康増進を目的とした啓発活動を行う。 (3) 一般市民を対象に、生活習慣が健康に及ぼす影響やそのメカニズムについて、講演会やセミナー等を通じて教育・啓発活動を行う。	通年	金沢市	3人	30人	350

自然観察、体験型科学教育、環境保全に関する啓発活動	(1) 一般市民とともに、動植物に関する観察や分子生物学的解析を実施し、自然環境の調査を行う。 (2) 市民を対象とした体験学習会を実施し、科学的理解を深める機会を提供する。 (3) 調査や学習活動で得られたデータを活用し、環境保全の重要性について啓発活動を行う。	通年	金沢市	3人	30人	150
上記活動に係る事業全般	データの取得、知見のフィードバック、啓発活動に関連した事業すべて。	未定	未定	未定	未定	0

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
なし					

令和8年度 事業計画書

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

特定非営利活動法人ライフスタイル健康寿命科学コンソーシアム

本法人は、市民科学の推進を基盤とし、科学技術の成果を社会に還元することで、健康寿命の延伸と持続可能な社会の実現に貢献することを目的とする。市民が自らの体や身近な自然環境を科学的に理解し、「健康を守りながら日々のライフスタイルを楽しむ」ことができる社会をめざし、以下の三つの柱を中心に活動を展開する。

1. 生活習慣による健康増進に関する研究開発および啓発活動
2. 自然観察、体験型科学教育、環境保全に関する啓発活動
3. 上記活動に関連する事業全般

これらの活動を通じて、個人と地域の科学リテラシー・健康リテラシーの向上を促進し、市民と研究者・企業・行政が協働する新しい市民科学モデルを創出する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
生活習慣による健康増進に関する研究開発および啓発活動	(1) 一般市民から希望者を募り、健康情報とともに検体を採取し、代謝物解析およびデータ解析を実施する。 (2) 得られた検査データや身体情報を市民へフィードバックし、健康増進を目的とした啓発活動を行う。 (3) 一般市民を対象に、生活習慣が健康に及ぼす影響やそのメカニズムについて、講演会やセミナー等を通じて教育・啓発活動を行う。	通年	金沢市	3人	120人	3,000
自然観察、体験型科学	(1) 一般市民とともに、動植物に関する観察や分子生物学的	通年	金沢市	3人	120人	650

教育、環境 保全に関する啓発活動	解析を実施し、自然環境の調査を行う。 （２）市民を対象とした体験学習会を実施し、科学的理解を深める機会を提供する。 （３）調査や学習活動で得られたデータを活用し、環境保全の重要性について啓発活動を行う。					
上記活動に係る事業全般	データの取得、知見のフィードバック、啓発活動に関連した事業すべて。	未定	未定	未定	未定	0

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 予定 人数	支出見 込額 (千円)
なし					

令和7年度 活動予算書

令和7年9月8日から令和7年9月30日まで

特定非営利活動法人ライフスタイル健康寿命科学コンソーシアム

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
個人会員受取会費	60,000	
法人会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	500,000	
		560,000
2 受取寄附金	0	
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
		0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
	0	0
4 事業収益		
事業収益	0	0
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
	0	0
経常収益計		560,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計		0
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
検査材料費・郵送費	500,000	
その他経費計		500,000
事業費計		500,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計		0
(2) その他経費		
会議費	60,000	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計		60,000
管理費計		60,000
経常費用計		560,000
当期経常増減額		
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	0
		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		0
		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

令和8年度 活動予算書

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで
特定非営利活動法人ライフスタイル健康寿命科学コンソーシアム

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
個人会員受取会費	200,000	
法人会員受取会費	800,000	
賛助会員受取会費	2,500,000	
		3,500,000
2 受取寄附金	0	
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
		0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
		0
4 事業収益		
事業収益	150,000	
		150,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計		3,650,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計		0
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
検査材料費・郵送費	3,650,000	
その他経費計		3,650,000
事業費計		3,650,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計		0
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		
当期経常増減額		
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	0
		0
経常外収益計		
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		0
経常外費用計		
当期正味財産増減額	0	
設立時正味財産額	0	
次期繰越正味財産額	0	